

損害調査は・・・

- 損害保険業界として設置する対策本部の統轄の下で、各損害保険会社が自社で引受けた契約について損害調査を行います。
- 全焼地域や津波による全損地域など損害の程度を同じくする物件が集中する地域が生じた場合は、迅速・的確・公平に損害調査を実施するため、必要に応じて対策本部内に設置される共同調査団が損害調査を行います。

保険証券を紛失したり焼失した場合は・・・

損害保険会社では、地震等で保険証券を紛失したり焼失した場合でも、ご本人の確認をさせていただいたうえで対応します。

支払保険金について注意しなければいけないのは・・・

- ①時価とは、同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。
- ②1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円(2019年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります(地震保険普通保険約款第7条)。

$$\text{支払保険金} = \text{算出保険金} \times \frac{11.7 \text{兆円}}{\text{算出保険金総額}}$$

<ご参考>

東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

地震保険の対象となっているのは・・・

1. 居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)
 2. 居住用建物に収容されている家財(ただし、通貨、有価証券、預貯金証書、自動車、30万円を超える貴金属類等は除きます。)
- (注)地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害調査の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払するため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約先の損害保険会社または代理店にその旨ご相談ください。

保険相談は・・・

各損害保険会社または損害保険業界として設置するそんぽADRセンターまたは保険オンブズマンへお申し出ください。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

一般社団法人日本損害保険協会が設置しているもので、損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、損害保険会社^(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社^(注)との間の紛争解決のための業務を行っています。

(注)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結している保険会社をいいます。

ナビダイヤル 0570-022808

IP電話からは、お近くのセンターの直通番号におかけください。

そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

一般社団法人保険オンブズマン 電話番号 03-5425-7963

保険オンブズマン会員各社(外資系損害保険会社等)の商品・サービス・事業活動等についての苦情やトラブルを当事者間で解決できない場合に、解決の申立てを行うことができます。

被災されたご契約者の皆様へ

**このたびの災害により、
被害を受けられた皆様に謹んで
お見舞い申し上げます。**

損害保険会社では、地震保険をご契約されている方で、建物または家財に被害を受けられた方に、迅速に地震保険の保険金をお支払いするため、鋭意損害調査を進めています。

一般社団法人 日本損害保険協会
一般社団法人 外国損害保険協会

地震保険についてのご案内

(詳細につきましてはご契約先の損害保険会社にご確認ください。)

- 地震保険制度は、地震災害等による被災者の方々の生活の安定に寄与することを目的とした「地震保険に関する法律」に基づいて運営されています。
- 地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接・間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象(保険をつけた建物・家財)に生じた損害が、全損、大半損、小半損または一部損となったときに保険金が支払われます(2016年12月31日以前保険始期のご契約では、全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます)。
- 地震保険では、実際の修理費、再建費および再購入費ではなく、地震保険金額の一定割合(全損:100%、大半損:60%、小半損:30%、一部損:5%)が保険金として支払われます(2016年12月31日以前保険始期のご契約では、全損:100%、半損:50%、一部損:5%が保険金として支払われます)。

◆地震保険で補償される損害^(注1)と支払われる保険金は次のとおりです(損害認定は、地震保険普通保険約款と損害の認定基準に基づいて行われます)。

(表1)2017年1月1日以降保険始期の場合

	損害の程度 ^(注2)	補償される損害	支払保険金
 建物	全損	地震等により被害を受け、主要構造部 ^(注3) の損害の額が、その建物の時価の 50%以上 となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 70%以上 となった場合。	建物の地震保険金額の全額(ただし、時価が限度)
	大半損	地震等により被害を受け、主要構造部 ^(注3) の損害の額が、その建物の時価の 40%以上50%未満 となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 50%以上70%未満 となった場合。	建物の地震保険金額の 60% (ただし、時価の60%が限度)
	小半損	地震等により被害を受け、主要構造部 ^(注3) の損害の額が、その建物の時価の 20%以上40%未満 となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 20%以上50%未満 となった場合。	建物の地震保険金額の 30% (ただし、時価の30%が限度)
	一部損	地震等により被害を受け、主要構造部 ^(注3) の損害の額が、その建物の時価の 3%以上20%未満 となった場合。 または、地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合(ただし、当該建物が地震等により全損、大半損、小半損または一部損に至らないとき)。	建物の地震保険金額の 5% (ただし、時価の5%が限度)
 家財	全損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の 80%以上 となった場合。	家財の地震保険金額の全額(ただし、時価が限度)
	大半損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の 60%以上80%未満 となった場合。	家財の地震保険金額の 60% (ただし、時価の60%が限度)
	小半損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の 30%以上60%未満 となった場合。	家財の地震保険金額の 30% (ただし、時価の30%が限度)
	一部損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の 10%以上30%未満 となった場合。	家財の地震保険金額の 5% (ただし、時価の5%が限度)

(注1)補償される損害について

- ①被害を受けた建物を原状回復するため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用は、主要構造部の損害の額に含めます。
- ②建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象(保険をつけた物)の紛失・盗難の場合には保険金が支払われません。

(注2)「り災証明書」との違いについて

地震保険における損害の認定は、地方自治体から交付される「り災証明書」の判定とは目的が異なります。

(注3)主要構造部について(右表を参照)

地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。なお、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目としています。

<木造>	<非木造>
在来軸組工法: 軸組(柱)、基礎、屋根、外壁 枠組壁工法: 内壁、基礎、屋根、外壁	鉄筋コンクリート造 ●ラ ー メ ン 構 造 : 柱(柱はり接合部を含む)・はり ●壁 式 構 造 : 外部耐力壁・外部壁はり ●壁式プレキャスト構造 : 外部耐力壁・外部壁はり・プレキャスト水平接合部・プレキャスト鉛直接合部 ●中高層壁式ラーメン構造 : 長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)・はり、短辺方向は、外部耐力壁・外部壁はり 鉄骨造: 開口部・外壁

◆津波による損害、地盤液状化による損害の場合には、支払保険金は次のとおりです。

- (表2)の内容は木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)について適用します。家財には適用しません。
- (表2)の内容と(表1)の内容を併せて認定することはできません。

(表2)2017年1月1日以降保険始期の場合

	損害の程度	補償される損害(津波による損害)	補償される損害(地盤液状化による損害)	支払保険金
 建物	全損	180cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から225cm以上の浸水を被った場合(ただし、平屋建てについては100cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から145cm以上の浸水を被った場合)。	傾斜が1.7/100(約1°)を超える場合 または 最大沈下量が30cmを超える場合。	建物の地震保険金額の全額(ただし、時価が限度)
	大半損	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合(ただし、平屋建てについては75cm以上100cm未満とする)または、地盤面より、160cm以上225cm未満の浸水を被った場合(ただし、平屋建てについては80cm以上145cm未満とする)。	傾斜が1.4/100(約0.8°)を超え、1.7/100(約1°)以下の場合 または 最大沈下量が20cmを超え、30cm以下の場合。	建物の地震保険金額の60%(ただし、時価の60%が限度)
	小半損	115cm未満の床上浸水を被った場合(ただし、平屋建てについては75cm未満とする)または地盤面より45cmを超えて160cm未満の浸水を被った場合(ただし、平屋建てについては地盤面より45cmを超えて80cm未満とする)。	傾斜が0.9/100(約0.5°)を超え、1.4/100(約0.8°)以下の場合 または 最大沈下量が15cmを超え、20cm以下の場合。	建物の地震保険金額の30%(ただし、時価の30%が限度)
	一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき。	傾斜が0.4/100(約0.2°)を超え、0.9/100(約0.5°)以下の場合 または 最大沈下量が10cmを超え、15cm以下の場合。	建物の地震保険金額の5%(ただし、時価の5%が限度)